

【別紙】

2018年4月12日

ブロッキング要請に対する意見書

安心ネットづくり促進協議会

会長 新美 育文

インターネット上の海賊版サイトの問題について、政府がインターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」)に対して「サイトブロッキング」によるアクセス遮断措置を要請する検討をしていることが報じられています。

安心ネットづくり促進協議会(以下「安心協」)は設立以来これまで、青少年の子供たちへの安全なネット環境を目指し、保護者、教育関係者、ネット業界、NPO、関係省庁らが集まって、普及・啓発活動を行ってきました。その立場からも、現状の海賊版サイトの問題はもちろん重要な問題のひとつとは認識しています。

サイトブロッキングは、権利侵害行為と一切関わりのない人を含めて、すべての利用者の通信の宛先を監視したうえで、一部のアクセスを遮断するものですが、これは国民の憲法上の権利でもある通信の秘密を侵害するものであり、ISPがこれを行うことは原則として電気通信事業法に違反する行為です。

日本において唯一のサイトブロッキング実施例である児童ポルノのブロッキングについて、安心協では、児童の人格権侵害の重大性など児童ポルノ特有の事情を鑑みた上、児童の権利と国民の通信の秘密の関係、他に取り得る手段の有無などを慎重に検討した上で、児童ポルノに限定すれば、サイトブロッキングによるISPの通信の秘密の侵害に対しても緊急避難が成立しうる旨の報告を行っているところであり、その際、著作権など他の権利侵害にはおよそ流用できないことが明確に示されています(下記報告書をご覧ください)。

<https://www.good-net.jp/files/original/201711012219018083684.pdf>

安心協は、このような検討の結果を総務省の有識者会議である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に報告し、同研究会から承認を得ています。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000137400.pdf

政府は海賊版サイトのブロッキングを緊急避難として実施を要請するとのことですが、上記のとおり、海賊版サイトのサイトブロッキングが法的に緊急避難の要件を満たすとは考えられず、通信の秘密の例外にできる正当な理由はありません。

また報道では、いくつかのサイトを政府が指定してブロッキングを要請するとされていますが、政府(行政権)がブロッキングの対象を決める行為は、憲法で禁止される検閲にあたる恐れがあります。安心協がブロッキングの可否について検討することができたのも、現在、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)が児童ポルノブロッキングのアドレスリストの管理をしているのも、すべてこれらの団体が民間団体であるからこそであり、政府(行政権)がこれを行うことはあってはならないのです。

さらに、「要請」という法的根拠がはっきりしない行為で事実上ブロッキングを強要することは、諸外国にも例がありません。先行実施国におけるブロッキングは、いずれも法律または裁判所の命令に基づき行われています。

安心協としては、緊急避難としての児童ポルノを除き、他の権利侵害対策として通信事業者が政府の要請に基づき何ら法的根拠なくサイトブロッキングを行うことに対しては、児童ポルノに対するブロッキングの検討を十分に行った者として反対いたします。少なくとも、ブロッキングによって最も影響を受ける国民と問題意識を共有したうえで、対策についての十分な議論と必要な法整備等を行った上で、行動するべきと考えます。

以上